

掲示第14号

通関業許可条件（許可期限）の変更について

通関業法第3条第2項の条件を下記のとおり変更したので公告する。

令和元年12月11日

大阪税関長 中山 峰孝

記

名 称 株式会社日本サルベージサービス
(法人番号 1130001012229)

所 在 地 京都府京都市南区吉祥院観音堂南町1番1

代 表 者 代表取締役 大崎 康弘

営業所名 株式会社日本サルベージサービス 国際物流事業部

所 在 地 大阪市西区鞠本町1丁目9番15号近畿富山会館801号

許可条件 「許可期間は、平成31年12月20日までとする。」を解除する。